

質疑応答書（令和8年5月21日）

業務名	神居古潭 魔神伝説AR整備事業
質疑事項	回答事項
<p>仕様書でARコンテンツを設定するスポットは4カ所とされているが、他にスポットを追加することも可能か？</p>	<p>仕様書4に記載している4カ所は、本業務において必須とするARコンテンツ設置スポットです。</p> <p>これに加えて、事業効果や回遊性向上につながる御提案として、スポット追加することは歓迎です。</p> <p>ただし、追加提案を行う場合は、以下の点に留意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務の目的との整合性があること ・本事業予算の範囲内で実施可能であること ・運用・維持管理を含め実現性があること ・安全面や現地環境への配慮がなされていること
<p>仕様書にARで表現する各スポットにまつわるストーリーの概略が記載されているが、この内容は確定か？</p>	<p>仕様書4に記載しているストーリーの概略は、現時点で想定している方向性やテーマを示すものであり、必ずしも確定したものではありません。</p> <p>本事業の目的や神居古潭の歴史・文化的背景、アイヌ文化への配慮等を踏まえた上で、より効果的な演出やストーリー構成に関する御提案があれば、企画提案として示していただいて差し支えありません。</p> <p>ただし、提案に当たっては、以下の点に留意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神居古潭の歴史的・文化的背景との整合性 ・アイヌ文化及び地域関係者への十分な配慮 ・利用者にとって理解しやすく魅力的な内容であること ・現地環境や事業趣旨との整合性 <p>なお、最終的な内容については、事業開始後、仕様書6に記載している監修者、市との協議により調整・決定する予定です。</p>

<p>仕様書に知的財産権の整理について記載があるが、今回作成するキャラクターデザイン等の二次利用の予定はあるか？</p>	<p>現時点において、二次利用についての具体的内容は確定していません。</p> <p>今夏設置予定の神居古潭ビジターセンターで販売する商品に関連するデザイン制作や、今後の文化・観光振興施策等において活用することの御相談をさせていただく場合があります。</p> <p>このため、本業務により制作される成果物に係る知的財産権の取扱いについては、将来的な活用も見据え確認、整理していただきたいと考えています。</p>
<p>ARコンテンツ表示にあたっては、利用者個人のスマートフォン利用を前提としているか？それとも貸出端末を想定しているか？また、スマートグラスなどのXR体験を補助するツールの配付は可能か？</p>	<p>本事業で制作するARコンテンツの起点となる神居古潭ビジターセンターにスタッフを配置する予定であり、有人対応による端末や補助ツールの貸出・配付する体制はあるものとお考えいただき差し支えありません。</p> <p>一方、端末や補助ツールを貸し出す場合、紛失・破損、利用者の増加による物品の不足などのリスクがあるため、基本的には利用者自身のスマートフォン等の利用を想定しています。</p> <p>これらの問題の対策が十分になされ、AR利用者の体験価値、没入感が向上するような御提案であれば、歓迎します。</p> <p>ただし、端末や補助ツールを配置する場合は以下の点にも留意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業予算の範囲内で配置可能であること ・運用・維持管理を含め実現制、継続性があること ・安全面や現地環境への配慮がなされていること
<p>アプリをダウンロードするための通信環境は現地に備わっているか？</p> <p>また、地域の施設や店舗等との連携による利用促進策の提案も可能か？</p>	<p>神居古潭ビジターセンターには通信制限のないポケットWi-Fiを1台設置し、アプリなどのダウンロードの際にも利用いただけるようにする予定です。</p> <p>地域との連携について、地域経済への波及も重要な観点の一つと考えており、積極的な御提案を歓迎します。</p>
<p>本事業開始後の作業工程に関するスケジュールの想定はあるか？</p>	<p>仕様書5に記載する業務の全てを令和9年3月31日までに完了していただく必要がありますが、各工程の実施時期については契約締結後に受託者と市で協議・調整し、仕様書5(10)に記載する工程表として提出いただきます。</p> <p>なお、仕様書5(7)に現地における動作試験の実施について記載していますが、監修者との合意形成などの他律的要素や例年12月</p>

	頃には降雪により立ち入りが困難となることを考慮して、余裕を持って作業工程を調整いただくようお願いします。
ARコンテンツの利用期間の想定はあるか？	<p>今年度はARコンテンツの作成までとし、本格実装までは想定しておりません。（今夏設置予定のビジターセンターの運営が終了する10月31日までに一般公開できるものが部分的にでもあれば先行リリースを検討します。）</p> <p>ARコンテンツの本格実装は令和9年5月を予定しており、利用期間は神居古潭ビジターセンターの開設時期（次年度以降の5月～10月を想定）と同一とすることを想定しています。</p>
<p>実施要領第6の3の（4）と4の（4）では、共に「企画書10部のうち、6部は企画提案者が分からないようにすること」という趣旨が書いてある一方、3の（4）の冒頭に「企画提案書は企画提案者が分からないように作成し」とある。</p> <p>10部とも企画提案者が分からないようにすべきなのか、6部のみ企画提案者が分からないようにすべきなのかどちらか。</p>	<p>外部作成資料等も含めて6部のみ企画提案者名が分からないようにしていただければ足ります。</p> <p>デモ映像等の資料も同様です。</p>